

佐渡市コンベンション開催支援補助金事務取扱要領

令和2年4月1日

観光振興課

佐渡市コンベンション開催支援補助金（以下「補助金」という。）については、佐渡市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）、佐渡市コンベンション開催支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとします。

1. 交付対象等（交付要綱第1条～5条）

- ① 本補助金は、佐渡市の交流人口拡大に寄与するコンベンション（以下「補助事業」という。）を実施するため、交付の対象となる事業を交付対象期間内に実施するもの（以下「補助事業者」という。）に交付するものとします。
- ② 補助事業者と補助金の交付の申請等を行う者とは同一の者でなければなりません。

2. 交付対象事業の募集（交付要綱第6条）

- ① 本補助金は、佐渡市ホームページにより公募するものとし、募集にあたっては、佐渡市コンベンション開催支援補助金募集要領を定めます。募集の期間は、以下のとおりです。
- ② 受理した交付申請に係る補助金額の合計が予算の総額に達したときは、以下に定める募集期間にかかわらず、補助金の交付の申請の受付を終了します。

募集期間 4月1日～翌年の3月31日まで

3. 交付の申請（交付要綱第7条、8条）

- ① 事業実施の14日前までに交付申請を行ってください（間に合わない場合には事前に観光振興課へご相談ください）。
- ② 補助金の交付の申請に際しては、交付要綱第8条に定める資料を添付するものとします。なお、収支予算書については任意様式としますが、補助対象経費と補助対象外経費を区別して記載してください。
- ③ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合は、補助事業者の利益等相当分が含まれるので、調達先の選定方法に関わらず補助金交付の目的上適正ではないことから、その他利益等を排除します（参考資料を参照）。

4. 審査（交付要綱第9条）

- ① 佐渡市は、補助事業者から交付申請書の提出があった場合、14日以内に交付申請の内容について審査するものとします（別表1）。なお、変更承認申請が提出された場合についても同様とします。
- ② 書類審査において、過去に不正な補助金の受給がなされた対象者でないか確認する（別表2及び別表3）ほか、佐渡市から重複した補助事業となっていないか確認するものとします。

5. 交付の決定・変更交付決定（交付要綱第9条、第10条、第12条）

- ① 佐渡市は交付申請の内容について審査を行い、補助金の交付をすることが適当と認めたときは、審査後10日以内に補助金の交付決定（交付しない場合は不交付決定）を通知することとします。なお、変更承認申請についても審査後10日以内に変更決定を通知することとします。
- ② 交付要綱第10条の（2）に規定する軽微な変更とは、補助対象事業費の20パーセント以内の減額をいいます。

6. 申請の取下げ（交付要綱第11条）

交付要綱第11条の定めによります。

7. 実績報告及び交付請求（交付要綱第13条）

- ① 補助事業が完了若しくは廃止の承認があった場合において補助金の支払いが発生する場合は、交付要綱第13条の定めに従い、その日から起算して30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書兼交付請求書により補助事業の実施結果等を報告してください。
- ② 実績報告書兼交付請求書には、交付要綱第13条に定める資料を添付するものとします。なお、収支決算書については任意様式としますが、補助対象経費と補助対象外経費を区別して記載してください。また、参加者名簿についても任意様式となりますが、市外からの参加者と市内参加者を区別して記載してください。

8. 補助金の額の確定及び交付（交付要綱第14条）

- ① 提出された実績報告書兼交付請求書の審査により、事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、審査終了後10日以内に補助事業者へ通知し、30日以内に補助金を交付するものとします。
- ② 不正受給の防止及び支払の事実に関する客観性の担保のため、原則、支払は銀行振込とします。

9. 補助事業の中止又は廃止（交付要綱第15条）

交付要綱第15条の定めによります。

10. 補助金の経理（交付要綱第16条）

交付要綱第16条の定めによります。

11. 交付決定の取消し（交付要綱第17条）

交付要綱第17条の定めによります。なお、交付決定の取り消しは補助事業終了後においても効力を発するものとします。

12. 補助金の返還（交付要綱第18条～第20条）

交付要綱第18条、第19条及び第20条の定めによります。

13. 補助金交付の停止（交付要綱第 21 条）

交付要綱第 21 条の定めによります。

14. 報告及び調査（交付要綱第 22 条）

交付要綱第 22 条の定めによります。

15. 報告の公表

補助金の適正な使用のため、補助事業の概要及び取組みの状況を公表する場合があります。

また、佐渡市の行政委員会への報告の資料として一部を公表する場合があります。

16. その他

この事務取扱要領は令和 2 年 4 月 1 日から適用します。

別表 1

佐渡市コンベンション開催支援補助金交付（不交付）決定審査基準表

1. 審査表

審査内容（要件）	合・否
交付申請書に必要事項が漏れなく記入されているか。	
交付申請書に定める添付書類に不備はないか。	
・事業計画書（様式第2号）が添付されているか。	
・収支予算書が添付されているか。	
・誓約書が添付されているか。	
・収支予算書が添付されているか。	
・収支予算書に対象経費と対象外経費が区別して記載されているか。	
・すべての書類について必要事項が漏れなく記載されているか。	
予算の総額に達していないか。	
市税等を滞納していないか。	

2. 交付（不交付）決定基準

- 1) すべての要件に適合したものに交付を決定します。

別表2

補助対象財産処分に係る補助金返還算定基準

区分		承認条件	返還額	備考
目的外使用	補助事業を中止しない場合	返還(ただし、備考欄の場合は補助金返還は不要とし、当該財産の状況を報告すること。)	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、かつ、補助対象財産の遊休期間内に一時使用する場合は、返還を要しない。
	補助事業を中止する場合	道路拡張等により取り壊す場合	返還	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
		上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。
譲渡	有償	返還	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	
	無償	返還(ただし、備考欄の場合は補助金返還は不要とし、当該財産の状況を報告すること。)	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、返還を要しない。
交換	下取り交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること。		新規購入するものは、当初の補助対象財産の要件を備えているものに限る。
	下取り交換以外の場合	交換差益額を返還	交換差益額に補助率を乗じた金額を返還する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償(遊休期間内の一時貸付け)	収益について返還、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。	貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に補助率を乗じた金額を返還する。	
	無償(遊休期間内の一時貸付け)	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。		
	上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	
担保	補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。		
	上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	
取壊し、廃棄		返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	

注)補助率と確定補助率が異なる場合は、確定補助率の数値を用いること。

注)国・県補助等間接補助による場合は、当該補助基準によること。

別表3

補助金等交付の停止

事案	措置要件	補助金等交付停止期間	備考
1	【補助金等に関する不正行為】 偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき	処分を発した日又は補助金を返還した日のいずれか遅い日から36月	
2	補助金等の他の用途への使用があったとき	処分を発した日又は補助金を返還した日のいずれか遅い日から12月	以後、同補助金の交付はできない
3	【補助金等に関する不適切な行為】 補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき	処分を発した日又は補助金を返還した日のいずれか遅い日から8月	
4	【要綱に基づく報告義務違反】 事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき (天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く)	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月	

※この措置は、不正及び不適切等の行為を行った者及びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

※再停止期間は2倍とする。

【参考資料】利益排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達または関係からの調達分（工事を含む）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

1. 利益等排除の対象となる調達先

以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請け会社の場合も含む）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲は、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社および関係会社とします。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価又は仕入原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価又は仕入原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第２位を切り上げて計算します。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価又は仕入原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の営業利益率は小数点第２位を切り上げて計算します。

注）「製造原価」又は「仕入原価」および「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。